

①

目的・課題・基本方針

第1章 はじめに

- 1.1 立地適正化計画とは
- 1.2 立地適正化計画策定の必要性
- 1.3 立地適正化計画の位置付け
- 1.4 計画の対象区域
- 1.5 計画期間

第2章 本市の現状と課題

- 2.1 都市構造上の特性と
本市の抱える課題の分析
- 2.2 立地適正化計画により
解決すべき課題の抽出

第3章 立地適正化計画の
基本方針

- 3.1 まちづくりの目標及び
まちづくりの方針
- 3.2 目指すべき都市の骨格構造
- 3.3 誘導等の方向性
(ストーリー)
- 3.4 立地適正化に関する基本的な
方針



＜基本方針骨子＞

パブリックコメント済み

※第194回・第195回審議会にて
協議・報告

「基本方針」「13拠点」
「基幹的公共交通軸」設定

②

誘導区域・施設・施策

第4章 居住誘導区域の設定

- 4.1 居住誘導区域等の
基本的な考え方
- 4.2 区域の区分・配置の考え方
- 4.3 居住誘導区域等の設定
- 4.4 居住誘導区域等

第5章 都市機能誘導区域の
設定

- 5.1 都市機能誘導区域の
基本的な考え方
- 5.2 区域の区分・配置の考え方
- 5.3 都市機能誘導区域等の設定
- 5.4 都市機能誘導区域

第6章 誘導施設の設定

- 6.1 誘導施設の基本的な考え方
- 6.2 誘導施設等の設定
- 6.3 誘導施設

第7章 誘導施策

- 7.1 誘導施策の基本的な考え方
- 7.2 「居住」に関する施策
- 7.3 「都市機能」に関する施策
- 7.4 「交通ネットワーク」に
関する施策
- 7.5 国の支援措置等の活用

③

防災指針

第8章 防災指針

- 8.1 防災指針の概要
- 8.2 ハザード情報等の整理
- 8.3 災害リスク分析・防災上の
課題整理
- 8.4 防災まちづくりに向けた取組

④

計画評価・目標値

第9章 計画の推進

- 9.1 計画の推進に向けて
- 9.2 目標値等の設定の考え方
- 9.3 評価指標及び目標値
- 9.4 目標達成により期待される
効果

⑤

参考資料

資料編

- 1 区域詳細図（居住誘導区域
及び都市機能誘導区域）
- 2 拠点地区カルテ

第2次 小樽市都市計画 マスタープラン 概要版（一部抜粋）



令和2年4月

■ 都市計画マスタープランとは

都市は、住まい、買物、仕事、憩い、学び、文化を創造するなど、人々が様々な活動をする場です。そのため、安全、快適、機能的であることが求められます。

都市計画は、このような都市の形成を計画的に整備、誘導し、健康で文化的な都市での生活や機能的な都市活動を確保するため、市民の理解の下、都市計画法に基づく土地利用や都市施設などの都市計画決定による規制を規定しています。

個々の都市計画の規制に当たっては、都市全体の総合的・一体的な観点から調整、実施されなければならないこと、さらには、都市空間の適正配置等の実現には時間を要することから、**中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にする必要**があります。

その役割を担うのが都市計画法第18条の2に位置付けられた**都市計画マスタープラン**であり、**総合的な大枠での将来像の実現に向けた方針を示すものです。**

【主な役割】

- 市民意見を反映しながら、「**本市全体**」及び「**地域レベル**」の「**まちづくりの目標**」や「**基本的な方針**」を示します。
- まちづくりの目標を示すことにより、個別の都市計画に対する住民の理解を深めることができます。
- 土地利用や都市施設など、個別の都市計画間を調整する際の基本的な方針となります。
- 個別の都市計画の決定や変更の指針となります。

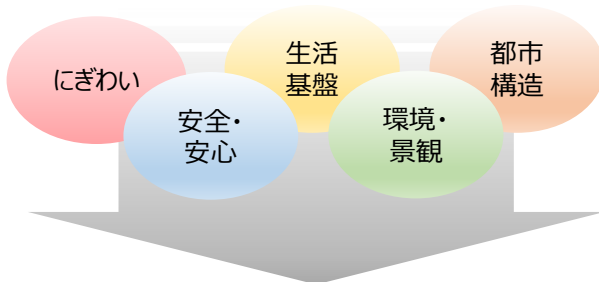
■ まちづくりの目標とまちの姿

本市全体

まちづくりの目標

本マスタープランの将来都市像は、第7次小樽市総合計画と共有し、まちづくりの基本的な考え方を踏まえながら、都市計画の分野からその実現を目指します。

まちづくりの視点



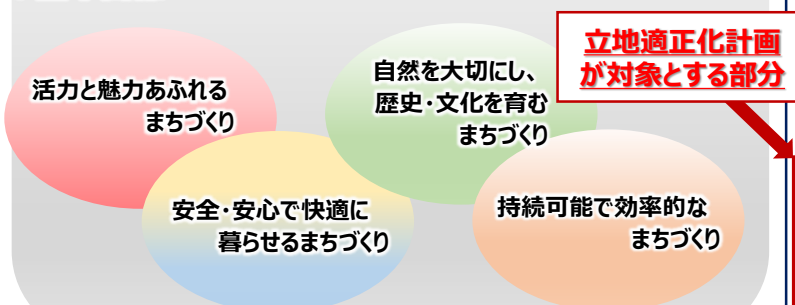
まちづくりの課題



将来都市像

『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽』

◆ 基本目標



立地適正化計画
が対象とする部分

➤ 効率的なまちづくり

市街地の範囲や拠点の在り方の検討を進め、**中心拠点**と複数の**地域拠点**に公共施設などの都市機能が集約され、それらが**交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくり**を目指します。

◆ 基本目標 ◆

● 活力と魅力あふれるまちづくり

交流人口がもたらす経済効果でまちの活力を高めるため、多彩な地域資源を効果的に活用して何度も訪れたいと思える魅力的なまちを目指します。

また、広域交通ネットワークの形成に努めるほか、地域地区等の土地利用計画制度の活用により産業を誘導するなど、産業振興により働く場の確保を図り、移住・定住を促進します。

にぎわいのある中心市街地の形成やそれぞれの地域の個性を生かした拠点の形成を図るとともに、拠点間を交通ネットワークで結ぶなど、活力を生み出すまちづくりを目指します。

- 魅力を高め交流するまちづくり
- 広域交通ネットワークの形成
- 個性を生かした拠点の形成と連携
- 活力とにぎわいづくり

● 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

快適で利便性が高く、自然災害に強い生活基盤を充実することにより、高齢者や子どもに配慮した、全ての人にとって、安全・安心で暮らすやすく、住んでみたい・住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

- 移住・定住の促進に向けた快適な住環境づくり
- 全ての人にとって安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
- 人にやさしいまちづくり

● 自然を大切に、歴史・文化を育むまちづくり

豊かな自然環境や小樽の歴史、文化が息づく歴史的な街並みなどの資源を本市固有の財産として守り育て、魅力度の向上に資するまちづくりを目指します。

- 自然環境と調和したまちづくり
- 景観資源を守り育てるまちづくり

● 持続可能で効率的なまちづくり

人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする効率的なまちづくりを目指します。

- 効率的なまちづくり
- 地域公共交通網の形成

◆まちの骨格◆

本市の都市構造（都市環境の形成、広域交通ネットワーク、エリアと連携軸）の形成について、基本的な考え方を整理します。

◆都市環境の形成

市域を構成する環境特性を明確にするため、都市環境を「海岸」「森林」「田園」「市街地」「水資源」の5つに区分し、整備、開発及び保全に関する方針を明らかにします。

海岸環境区域

- ・自然環境の維持・保全

森林環境区域

- ・自然環境の維持・保全

田園環境区域

- ・生産環境の維持・保全

市街地環境区域

- ・生活環境の整備・開発

水資源環境区域

- ・水資源環境の保全

◆広域交通ネットワークの形成

主要道路網、鉄道、港湾による地域間や都市間を連絡する広域交通ネットワークを設定し、広域的なつながりを明確にします。

◆エリア

様々な交流や生産活動の場である主要な地区をエリアと位置付け、エリア間を連携するネットワークづくりを進めます。

生活・利便・にぎわいエリア

- ・商業の振興やまちなか居住を促進

市民潤いエリア

- ・施設の充実を図り、潤いのある空間の維持

生産・物流エリア

- ・既存工業機能の集積や新たな産業の立地に対応
- ・生産活動を支える機能の適切な維持

観光・歴史交流エリア

- ・中心市街地との回遊性の向上

観光・レクリエーション交流エリア

- ・中心市街地との連携
- ・魅力ある観光・海洋レクリエーションのエリアとして活用
- ・自然環境に配慮し、親水エリアとして活用

山麓ライン交流エリア

- ・特色のある観光・レクリエーションの場として活用
- ・自然環境に配慮し、観光・レクリエーションの場として活用

広域交通結節エリア

- ・小樽観光や後志圏への玄関口としての役割

◆連携軸

「生活」「生産」「交流」のエリアを連絡するネットワークを設定し、まちづくりの軸を明確にします。

骨格軸

- ・広域的なネットワークを形成する軸
- ・多様な都市活動を支え、地域の活力を高める軸

海岸連携軸

- ・産業や交流の連携を担う軸

山麓連携軸

- ・産業や流通に寄与する広域的な交通を担う軸

産業連携軸

- ・港湾機能と生産・流通機能の連携を担う軸

生活軸

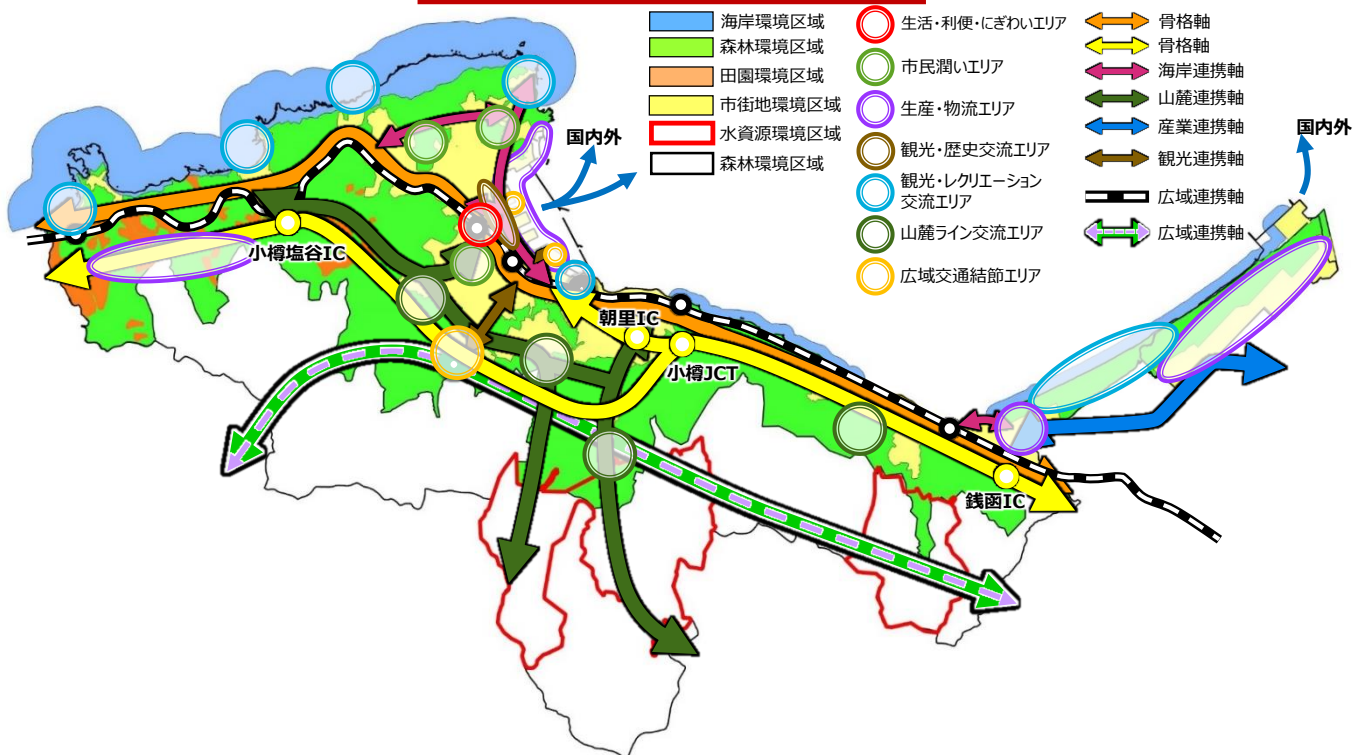
- ・市道を主体とした日常生活を支える軸

観光連携軸

- ・観光振興に資する円滑な移動を支える軸

広域連携軸

- ・交流の促進や経済活動の活性化に寄与する広域的な交通を担う軸



■部門別方針

本市全体

基本的な方針

●土地利用の方針

豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

また、地域ごとに計画的な土地利用を誘導し、**中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくり**を目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、**公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導**を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。

●交通の方針

自然環境への配慮、地域特性や人口減少、少子高齢化などへの対応、長期未整備の都市計画道路など、これらの多様な課題に適切に対応し、将来へ向けた活力ある小樽を創造するために、**地域経済と暮らしを支え、人と地域の結び付きと交流に寄与する交通ネットワークの確立**を目指します。

●緑の方針

■公園・緑地等の方針

地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

■自然環境の方針

海岸線や市街地背後に広がる山々は、市街地全体が緑に恵まれていると感じさせる効果を持ち、市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの自然を保全し、次世代に継承していきます。

●生活環境の方針

■住宅・住環境の方針

子どもを産み・育てやすく、全ての人が安心して、快適に住み続けられる住宅・住環境の形成に努めます。また、空き家対策を総合的かつ計画的に進めるほか、低・未利用地の積極的な活用の誘導に努めます。公共施設は、必要な再編や更新を進め、跡地利用については、地域の発展や本市のまちづくりに資する活用について検討します。

■人にやさしい空間の方針

住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指します。バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。

■その他の都市施設の方針

下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の適切な維持・管理に努め、快適な生活環境の確保を目指します。

●都市景観の方針

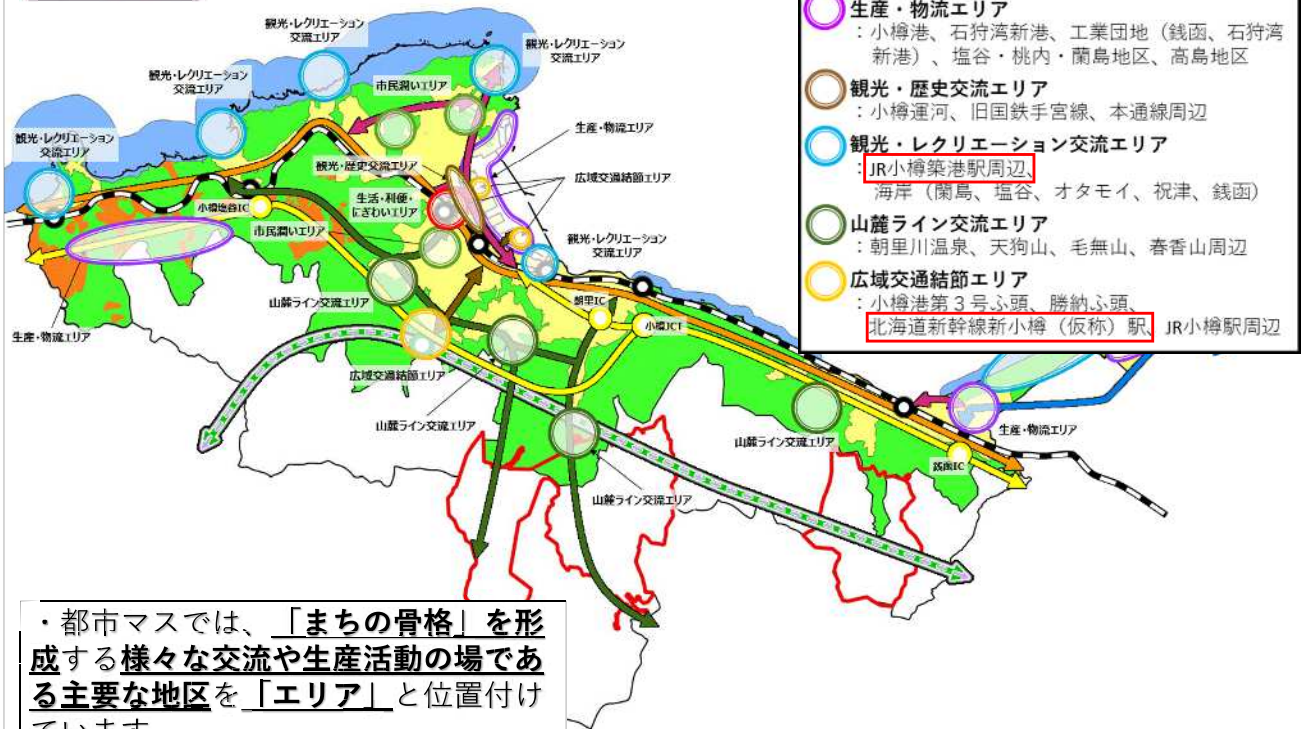
豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等良好な都市景観を保全、育成、創出するまちづくりを市民と協働で進めます。

●都市防災の方針

都市基盤施設の耐震化・不燃化の促進、水道・電気等のライフラインの確保、河川の改修など防災機能の強化を図り、**市民が安全で安心して将来にわたり住み続けられるまちづくり**を目指します。

図 まちの骨格・エリア

エリア



資料:第2次小樽市都市計画マスタープランp57

図 土地利用方針図 (ゾーン区分)

ゾーン区分

